

# 和歌山県警察監察規程

(制定：平成16年3月18日 和歌山県警察本部訓令第9号)

和歌山県警察監察規程を次のように定める。

## 和歌山県警察監察規程

和歌山県警察監察規程（昭和48年和歌山県警察本部訓令第18号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県警察における監察について必要な事項を定めるものとする。

(監察の目的)

第2条 監察は、各所属における警察運営が円滑、適正かつ能率的に遂行されるようにその改善刷新を図り、あわせて厳正な規律を保持することを目的とする。

(首席監察官等及び補助者)

第3条 首席監察官、監察課長及び監察官（以下「首席監察官等」という。）は、この規程の定めるところにより監察の業務に当たるものとする。

2 首席監察官等は、監察課に勤務する係長以上の職員にその業務を補助させることができる。

3 警察本部長（以下「本部長」という。）は、特に必要があると認めるときは、警察本部に勤務する職員を指名して監察の業務を補助させるものとする。

(監察の種類)

第4条 監察を分けて、次の2種とする。

(1) 総合監察 警察署における業務運営又は服務の実態を総合的かつ具体的に把握するため、計画的に行う監察をいう。

(2) 随時監察 特別の事情がある場合における業務上又は服務上の問題を把握するため、随時に行う監察をいう。

(総合監察)

第5条 総合監察は、おおむね次の事項について行うものとする。

(1) 警察業務の運営、処理に関すること。

(2) 職員の服務規律に関すること。

(3) 指導教養及び訓練状況に関すること。

(実施計画)

第6条 首席監察官は、総合監察を行うときは、実施計画を策定し、関係所属に対して次の事項を通知するものとする。

(1) 監察実施日時

(2) 監察項目

(3) 監察を受ける所属

(結果報告)

第7条 首席監察官は、総合監察を終えたときは、速やかにその結果を本部長に報告しなければならない。

2 首席監察官は、公安委員会に対し、四半期ごとに監察の実施結果を報告しなければならない。

(改善等の措置)

第8条 所属長は、指摘された事項について、速やかに改善の方策を講じ、その状況を文書により首席監察官を経由して本部長に報告しなければならない。

2 首席監察官は、必要がある場合は、その結果を確認するため事後の監察を行うものとする。

(随時監察)

第9条 随時監察は、業務の運営、勤務体制、服務規律、施設・装備資器材の維持管理等、業務上又は服務上の問題点を把握するため、随時に行うものとする。

(結果報告、改善等の措置)

第10条 首席監察官は、随時監察を行ったときは、その結果を本部長に報告しなければならない。

2 所属長は、指摘された事項について、速やかに改善の方策を講じ、その状況を文書により首席監察官を経由して本部長に報告しなければならない。

(監察業務従事者の心得)

第11条 監察業務に従事する職員は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 厳正公平を旨とすること。
- (2) 現象面又は形式にとらわれず、実態把握に努めるとともに改善の余地あるものについては、指摘し、その改善を求めること。
- (3) 非違欠陥の指摘にとどまることなく、善行・長所の発見に努めること。
- (4) 広く関係者の意見を聞くこと。
- (5) 秘密を厳守するとともに関係者の名誉を尊重すること。